

神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づく認証制度

神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づく認証制度は、従業員のための子ども・子育て支援を制度化している事業者を県が『かながわ子育て応援団』として認証する制度です。

認証の要件

認証を取得するためには次の1～4の要件を満たすことが必要です。

1 育児・介護休業法で義務付けられている制度・措置である(1)～(4)を、社内制度として明定していること

(1)育児休業（法第2条、第5条～第9条の3）

【取得できる期間】

- ・原則として子が1歳に達するまでの連続した期間（父母ともに育児休業を取得する場合は1歳2ヶ月まで延長可能）
- ・保育所入所待ちとなっている場合などは、1歳以降1歳6か月に達するまで取得可能

(2)小学校就学前までの子を養育する従業員の子の看護休暇（法第16条の2）

【取得できる日数】

1人であれば年5日、2人以上であれば年10日を上限 ※労働基準法第39条に基づく年次有給休暇とは別

(3)小学校就学前までの子を養育する従業員の時間外労働、深夜業の制限（法第17条、第19条）

【制限の内容】

- ・時間外労働については、1か月あたり24時間、1年あたり150時間を上限
- ・深夜（午後10時～午前5時）に労働をさせない

(4)3歳未満の子を養育する従業員の勤務時間の短縮等の措置（法第23条）（100人以下の企業はH24.7.1～）

【措置の内容】

- ①短時間勤務制度 ②フレックスタイム制 ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
 - ④託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与
- ※①、または労使協定により②～④のいずれかを実施

2 仕事と子育ての両立支援に関する社内の責任者が明確化されていること

- ・職業家庭両立推進者を選任していること（育児・介護休業法第29条による努力義務）

3 子ども・子育て支援のための取組みの計画的な推進を内外に明らかにしていること

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨所管都道府県労働局長に届出済みであること（法第12条）
- ・上記の計画をインターネット等で公表していること

県が設置している「子育て支援情報サービスかながわ」での公表も可能です。

4 計画内容及び事業活動が関係法令に照らし適切であること

- ・3の届出済みの一般事業主行動計画の計画期間が2年以上5年以下であること
- ・関係法令（次世代育成支援対策推進法、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等）違反の重大な事実がないこと

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画とは



仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるため、企業等が策定するもので、「計画期間」「目標」「目標達成のための対策とその実施時期」が含まれている計画のことです。

一般事業主行動計画を策定後は、速やかに「一般事業主行動計画策定・変更届」を本社所在地の都道府県労働局雇用均等室に提出してください。

☆常用雇用者101人以上の事業主：義務

☆常用雇用者100人以下の事業主：努力義務